

申告相談が始まります

必要な書類等のご準備をお願いします

問い合わせ 税務課
☎55-3113
申告会場
☎55-2859（期間中のみ）

令和7年分所得申告相談を令和8年2月16日から3月16日まで受付します。

相談案内の個別通知は行いませんので、相談期間内に忘れずにお申告してください。

申告に持参するもの

①マイナンバー制度に伴う本人確認書類

次のIまたはIIのいずれか

I マイナンバーカード（顔写真のあるもの）

II A+B

A マイナンバーが確認できる書類（通知

カード、マイナンバーが記載された住

民票の写しなど）

B 本人確認書類（運転免許証、公的医療

保険の被保険者証、パスポート、身体

障害者手帳、在留カードなどいずれか

②確定申告のお知らせ（ハガキ）

税務署から送付された方

③利用者識別番号等通知書

利用者識別番号等通知書をお持ちの方

④源泉徴収票事業主の支払証明書

給与所得（給料・賃金等）や年金所得のある方

⑩農業所得の収支内訳書

収支内訳書及び農業所得計算ノートを領収書等と一緒に持参してください。雇人費や農作業の委託費、支払小作料等で領収書のない場合や

相手先を明確に記帳していない場合には必要経費として認められません。

⑤生命保険料の支払証明書

生命保険料控除を受ける場合

⑥地震保険料の支払証明書

地震保険料控除を受ける場合

⑦医療費の領収書または医療費の明細書

医療費控除を受ける場合
実際に支払った医療費が10万円を超える場合で、令和7年中に支払った医療費の領収書を月別・個人別・病院別に整理してください。なお、高額療養費・生命保険の収入は差し引きになります。

⑧セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）による領収書等

健康の維持増進及び疾病的予防の取組で、要指導医薬品及び一般用医薬品のうち医療用から転用された医薬品の令和7年中の購入が1万2千円を超えるとき。この適用を受ける場合は、現行の医療費控除は受けることができません。

⑨身体障害者手帳・療育手帳等

障害者控除を受ける場合

⑩農業所得の収支内訳書

令和7年中に土地や建物を売った売買契約書の写し、譲渡のお知らせ、収用証明書、買取申出書、買取証明書など

⑪免税所得（免税牛）の売却証明書

農業を申告する方名義の売却証明書が対象で、繁殖牛・飼育牛を売却した時は必ず持参してください。申告書に原本添付となります。
※名義変更が必要な方は事前に確認してください。

⑫営業所得の収支内訳書

所得計算に必要な帳簿書類（現金出納簿、仕入台帳、資金台帳、領収書等）及び収支内訳書を持参してください。

⑬金融機関の通帳等

所得税の納税や還付手続をする場合に、申告者本人名義の口座番号が必要です。

⑭住宅借入金特別控除を受ける場合の書類

※初めての方は税務署で行ってください。

住宅ローン等を利用して住宅用地を購入した方、マイホームを新築や購入・増改築等をした時は一定の要件に当てはまれば特別控除を受けることができます。

・請負契約書、売買契約書等の写し

・家屋、敷地の登記簿謄本

・住宅取得資金にかかる借入金の年末残高等証明書

⑮その他

・令和7年中に土地や建物を売った売買契約書の写し、譲渡のお知らせ、収用証明書、買取申出書、買取証明書など

・令和7年中に保険金（死亡・満期）を受け取った保険金支払明細書

令和7年分 申告相談日程表

【期間】 令和8年2月16日(月)～3月16日(月)

【受付時間】 午前9時00分～11時30分／午後1時00分～4時00分

2月25日(水)及び3月11日(水)は、受付時間を午後7時まで延長します。

【会場】 平田村役場 別棟会議室

月 日	曜日	指定行政区
2月16日	月	小平
17日	火	西山(一)
18日	水	西山(二)
19日	木	東山・上北方
20日	金	上北方
24日	火	下北方
25日	水	駒形

月 日	曜日	指定行政区
2月26日	木	中倉(一)
27日	金	中倉(二)
3月2日	月	永田
3日	火	小松原
4日	水	下蓬田
5日	木	打違内
6日	金	乙空釜・上蓬田

月 日	曜日	指定行政区
3月9日	月	上蓬田
10日	火	蓬田新田
11日	水	九生滝
12日	木	鶴子
13日	金	指定なし
16日	月	指定なし

※行政区ごとに指定日を設けていますが、都合が悪い場合は指定日以外の日でも受付いたします。

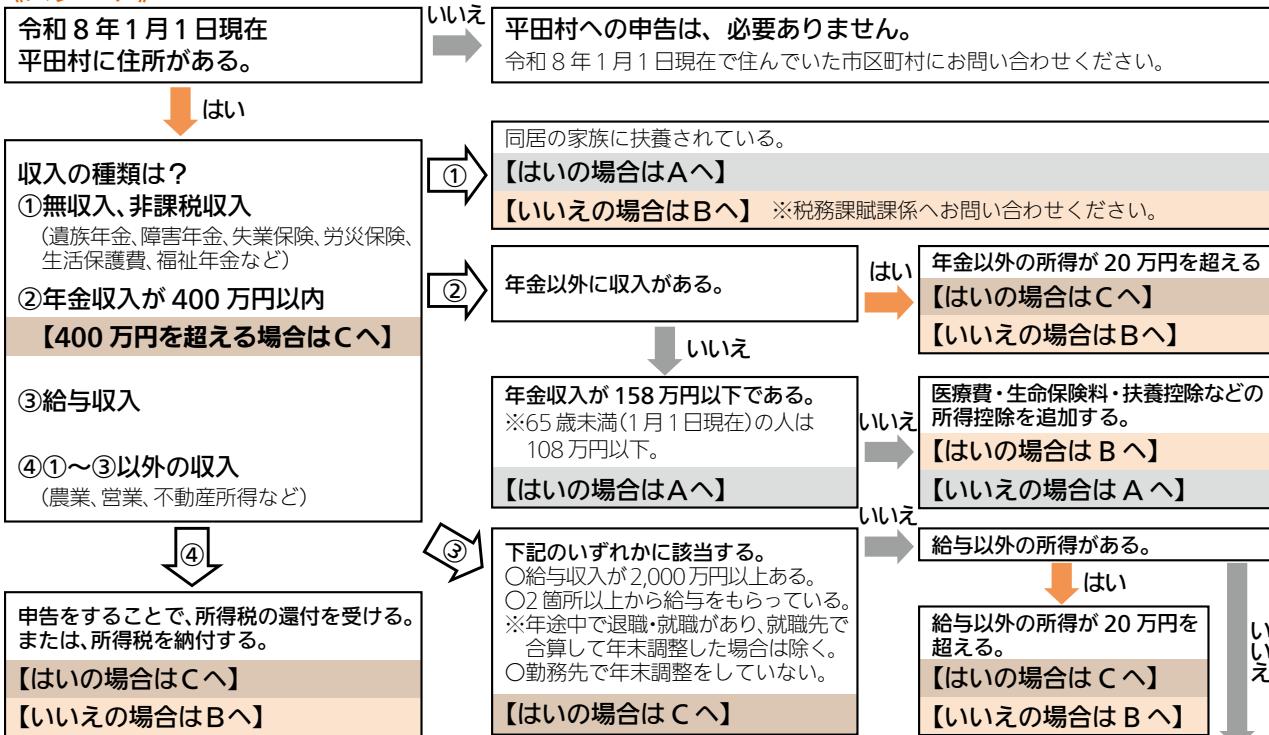
※給与所得等の方で年末調整が済んでいない場合は、申告相談においてください。

※年金収入のみの方で諸控除のある場合は、申告相談においてください。

※マイナンバー制度の導入に伴い、申告書に個人番号（マイナンバー）の記載と申告者の本人確認書類が必要となります。

申告が必要かどうかのフローチャート

《スタート》



《判定結果》

A 申告の必要はありません。
B 村県民税の申告が必要です。(役場に申告してください。) ※村県民税が非課税であることを要件とするサービスや料金の軽減などを受ける場合は必ず申告してください。
C 所得税の申告が必要です。 (役場・税務署・ネットで申告できます。)

※農業・営業・不動産所得がある人や医療控除を受けている人は、必ず支出内訳書や医療費控除の明細書(病院・薬局ごと)を作成してきてください。